

1. つみたて NISA に関する監督指針改正

- つみたて NISA 制度が来年 1 月から開始されることとなり、また、口座開設の手続きは本年 10 月より開始されることから、現行の監督指針における留意事項がつみたて NISA にも適用されるべく、監督指針の所要の改正を行うこととした。
- また、今般の改正を機に、一般 NISA とジュニア NISA で重複的な記載がある部分等について整理を行っているほか、留意事項として記載していた説明事項については、NISA 推進・連絡協議会作成のガイドラインに基づいていることから、当該ガイドラインを準用することで簡素化することとした。
- なお、監督指針において、金融機関は、NISA 制度を利用する顧客に対し、適合性原則等を踏まえて、安定的な資産形成に資するような商品提供を行うことが求められている。この点に関し、具体的な商品の提供が安定的な資産形成に資するかどうかについては、金融庁としては、個別の商品の特性だけでなく、顧客のポートフォリオ全体のバランスに十分留意することが必要であると考えていることから、かかる点を明確化すべく、記載の追加を考えている。

2. 「資産運用業の強化」に向けた一層の取組みについて

- 貴協会や投資信託協会等で検討が行われた「資産運用業の強化」に向けた取組みについての報告の中で明らかにされた、投資信託の併合が進まない問題点については、併合を具体的に進めるためのマニュアル（「投資信託の併合に係る実務要領」）が整備されたと聞いている。
- かつて、投信の併合が進まなかった背景には、併合事務に関連する運用会社、販売会社、信託銀行それぞれの実務に係る時間軸が明確でなかったこと等が考えられるが、今回の議論ではそのような点も含めて議論され、マニュアルが整備されたと聞いており、顧客に対するサービスの向上や効率的な業務運営の観点からも、重要なプレーヤーで

ある貴協会員の皆様においては、具体的な事案につなげるよう協力をお願いします。

(以上)